

議案第10号

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例（平成27年杉並区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）

若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学（以下この号及び次号において単に「大学」という。）、同法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下この号及び次号において「短期大学等」という。）又は同法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（以下この号及び次号において「高等学校等」という。）において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 大学、短期大学等又は高等学校等において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については4年以上、

短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第1項第3号から第5号までを削り、同項第6号を同項第3号とし、同項第7号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項を次のように改める。

- 2 1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年」とあるのは「1年6月」と、「5年」とあるのは「2年6月」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第3号中「10年」とあるのは「5年」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を改める必要がある。

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)</u>若しくは<u>旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学(以下この号及び次号において単に「大学」という。)</u>、<u>同法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは<u>高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(以下この号及び次号において「短期大学等」という。)</u>又は<u>同法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(以下この号及び次号において「高等学校等」という。)</u>において<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、</u></p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

修了した後)、大学を卒業した者について
は3年以上、短期大学等を卒業した者
(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)
については5年以上、高等学校等を卒業した者
については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験
を有する者

(2) 大学、短期大学等又は高等学校等において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程
(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)
を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、大学を卒業した者
については4年以上、短期大学等を卒業した者
(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)
については6年以上、高等学校等を卒業した者
については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)
若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒

業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号及び前2号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 規則で定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の技能を

(6) 略

(7) 規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を

有すると認められる者

2 1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年」とあるのは「1年6月」と、「5年」とあるのは「2年6月」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第3号中「10年」とあるのは「5年」とそれぞれ読み替えるものとする。

有すると認められる者

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年」とあるのは「1年6箇月」と、同項第3号中「5年」とあるのは「2年6箇月」と、同項第4号中「7年」とあるのは「3年6箇月」と、同項第5号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第6号中「10年」とあるのは「5年」とそれぞれ読み替えるものとする。